

○文部科学省令第十九号

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の施行に伴い、及び小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項の規定により読み替えて適用される教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第五条第一項に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心

身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第九号の二中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、第二条第一号の改正規定中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改める部分は平成二十四年四月一日から、同条第九号の二の改正規定は平成二十五年四月一日から適用する。ただし、第二条第一号の改正規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める部分は、平成二十九年四月一日から施行する。